平成２９年（フ）第３１８号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1092番地７、前住所愛知県津島市瑠璃小路町１丁目63番地
債務者　秋山航太郎
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
山梨県甲府市国母１丁目15番17号、前住所山梨県韮崎市藤井町駒井847番地４
債務者　上野友里子（旧姓中山）
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目25－６－307　鹿島方、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町肝川字三屏風34番地
債務者　福井　千代
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
奈良県吉野郡東吉野村大字鷲家406番地の１
債務者　川口　敦史
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
奈良県北葛城郡王寺町畠田８丁目1763番地一102号
債務者　村中　和子
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第５号
鳥取県境港市渡町3000番地16、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎３丁目15番８号　203号
債務者　石谷　祥一
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１０６号
広島市西区庚午中４丁目18番２－503号
債務者　冨田　耕司
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１４号
広島市安佐北区可部南２丁目14番49－102号
債務者　小田　洋心
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２１号
広島県東広島市西条町助実23番地５　市営恵下山住宅１－303号
債務者　新力マリッサベスタこと　ＳＨＩＮＲＩＫＩ　ＭＡＲＩＳＳＡ　ＢＥＳＴＡ
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７号
山口県下関市筋川町７番３号
債務者　友松　　章
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
徳島県名西郡神山町鬼籠野字喜来67番地１
債務者　大西　高弘
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
愛媛県今治市祇園町２丁目２番11号、前住所愛媛県今治市喜田村６丁目３番42号
債務者　河上　佳則
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第１６号
福岡県飯塚市相田253番地３　モーリックス飯塚205号室（前住所　福岡県筑後市大字前津1889番地１　パークハウス富士202号）
債務者　千原　栄一
１　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第２４号
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜237番地４、住民票上の住所福岡県久留米市宮ノ陣町大杜278番地
債務者　八尋　正伸
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第４７号
熊本市南区近見２丁目12番25号　芳村荘101号室、前住所熊本市南区富合町清藤２番地１　アングレカムＢ101
債務者　荒木　美枝
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５０号
大分県別府市大字鶴見2015番地　県営扇山住宅１Ａ－６－116号
債務者　川崎　智美
１　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係